

『グリーン製品移行のための行動方針』

1. 主旨

株式会社小野測器は、弊社環境方針にある「環境側面に関連する法規制、及び当社が同意した協定等を遵守する」「環境配慮型の製品作り及び技術開発に取り組む」に基づき、製品を構成する原材料・部品等に含有する有害化学物質についての使用禁止、使用管理を明確にした上でこれをグリーン製品として、その開発・製造・販売に対応するものとする。

2. 定義

- (1) **グリーン製品** 製品を構成する原材料・部品等に含有する有害化学物質に使用禁止物質が含まれず、使用管理物質の含有量が把握され、環境負荷低減が施された製品。
- (2) **使用禁止物質** 国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限又は報告義務を受ける化学物質。
- (3) **使用管理物質** グリーン調達調査共通化協議会及び欧米の電気・電子工業会が調査対象として、以下の観点で選定した化学物質
 - ・リサイクル業者に対して、end-of-lifeに経済価値を提供する、電子機器に存在する貴重な物質
 - ・環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える恐れのある物質
 - ・有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質（廃棄時の危険有害性）
 - ・end-of-lifeの管理の際、マイナスの影響を回避するために情報が必要と思われる物質
- (4) **原材料・部品** 次に挙げるもの。
 - ・部品（配線・アッセンブルを含む電子部品・電気部品、機械部品、機械加工部品、半導体デバイス、プリント基板、記録メディア、包装・緩衝材）
 - ・アクセサリ（リモコン、マウス、ACアダプタなど、機器を使用するための付属品など）
 - ・機能ユニット・モジュール・ボードアッシー等の組立品
 - ・補助材の構成材料（はんだ材料、接着剤、インク、塗料、グリス、粘着テープ等）
 - ・取扱説明書
 - ・補修用サービス品、付属品（CD-ROM、ケーブル等）

3. 有害化学物質について

- (1) グリーン製品に使用する“はんだ”は，“鉛フリーはんだ”とする。
- (2) グリーン製品には「使用禁止物質及び使用管理物質一覧表」(『グリーン調達ガイドライン』参照)に定める使用禁止物質15種類を含有させない。
- (3) 同じく「使用禁止物質及び使用管理物質一覧表」(『グリーン調達ガイドライン』参照)に定める使用管理物質9種類について，その含有量を把握する。

2010年9月1日 改訂
株式会社 小野測器
品質保証部